

# 「（仮）佐賀市立中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針（素案）」

## 概要

# 【1】 検討の背景

## 部活動

- 法的**位置づけ**の曖昧さ
- 進展する**少子化**
- 衰退する**地域コミュニティ**



中学校学習指導要領（平成29年3月） 総則第1章第5の1のウ  
ウ **教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連**が図られるように…  
**生徒の自主的、自発的な参加により**行われる部活動については…  
**学校教育の一環として、教育課程との関連**が図られるよう…

- ①部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 2018年～
- ②学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について 2020年～
- ③部活動の地域移行に関する検討会議提言 2022年6月（2021年11月～）
- ④**学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**  
2022年6月（2021年11月～）

R7.12月  
改訂予定

- ⑤「**地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議**」最終とりまとめ 2025年5月
- ⑥部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議 2025年6月～

# 【1】 検討の背景 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ (R7.5.16)

改革の理念等	●急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出 ●改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。		
次期改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	→	令和8年度～10年度 「改革実行期間」(前期)   令和11年度～13年度 「改革実行期間」(後期)
休日	改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す		
平日	各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進(まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)		
費用負担の在り方	●地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討 ●公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す ●経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援		
各論	運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示		

## 【最終とりまとめに関するHP掲載資料】

- ① 最終とりまとめ(概要)
- ② 最終とりまとめ(本文)
- ③ 別添資料(部活動の地域展開に当たっての取組事例集(個別課題への対応等))



[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/039\\_index/attach/1420653\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm)

# 【1】 検討の背景

## ● 国の動向

- ・改革実行期間（R8～R13）を新たに明示

- ・「認定クラブ要件・受益者負担水準」提示 【参考】資料1\_2、2

- ・国ガイドライン（R4.12策定）の改定 【参考】資料1\_1

## ● 市の動き

- ・R7～「佐賀モデル（質と量の見直し）」を全18校で本格試行

- ・R8から全面施行に向け、各学校も現行ガイドラインの改訂予定

- ・検証結果を踏まえた基本方針の明示が必要

## ● 地域クラブ の認定

- ・実証事業（3年間）→地域クラブの「制度」としての整備段階へ

- ・市として地域クラブを「どう立ち上げるか」「学校施設をどう使うか」など、

- ・**民間クラブと異なる“公的性格”を定義・可視化する必要**

# 【1】 検討の背景

現在の部活動を「そのまま地域にスライド」させることは持続可能ではない

×  
従来の  
発想



課題 (同じ) 種目数  
(同じ) クラブ数  
(長時間の) 活動時間  
(受動的な) 参加態度



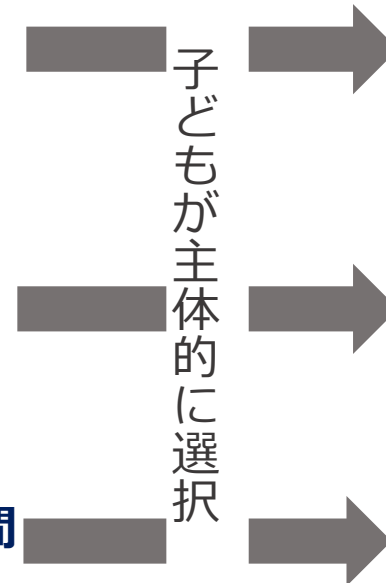
佐賀市



佐賀モデルで  
「質」と「量」を！  
適正化  
拠点校・合同部活で  
「部活動数」を！



(増) 種目数・コンテンツ  
(試合出場可能な) 部員数  
(発達段階に応じた) 活動時間  
(主体的な) 参加態度



子どもが主体的に選択



# 【1】 検討の背景

## 目指す姿・ビジョン

### 健全で 持続可能な「教育環境」「文化・スポーツ環境」を創造する



- すべての子どもたちにとって健全で持続可能な文化・スポーツ環境が整う
- 教職員がそれぞれの専門性を高め、質の高い学校教育を提供できる環境が整う
- 地域と学校が連携・協働した持続可能な活動体制が構築される

## 活動方針

### 01 学校部活動の適正化(佐賀モデル)

子どもが「自分で考えて動く力」を育む、新しい部活の形に！

### 02 地域クラブの立ち上げ・運営支援

地域とともに、子どもたちの多様な価値観に応える“新たな受け皿”を！

### 03 多様なクラブ・スクール活動への生徒参加の円滑化

一人ひとりの「やってみたい」が届くように、選択肢を“見える化”！

### (仮) 佐賀市部活動及び地域クラブ活動基本方針

- **佐賀市「部活動」基本方針**  
市の部活動の在り方を示したもの
- **佐賀市「地域クラブ活動」基本方針**  
市の地域クラブ活動の在り方を示したもの
- **佐賀市「地域クラブ認定制度」**  
市の基本方針に沿った活動を行うクラブを「佐賀市認定地域クラブ」として認定するもの

# 【2】 検討の方向性

## 新たなガイドラインの趣旨・全体構成

## 【参考】資料1\_1

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

### I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はIIで記載
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
  - (1) 基本的方針
  - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
  - (3) 留意事項

### II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
  - (1) 趣旨
  - (2) 想定される認定の効果
  - (3) 認定制度の概要（要件・手続等） ※詳細は別冊
  - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

### III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
  - (1) 地方公共団体における体制整備
  - (2) 国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
  - (3) 生徒が所属する中学校等との連携
  - (4) 民間企業・大学・関係団体との連携
- 2 各種課題への対応
  - (1) 運営団体・実施主体の整備等
  - (2) 指導者の確保・育成
  - (3) 活動場所の確保
  - (4) 活動場所への移手段の確保
  - (5) 生徒の安全安心確保
  - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

### IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
  - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
- 3 適切な活動時間・休養日の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

### V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - (1) 大会等への参加の引率
  - (2) 大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

### VI 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

### 別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など

1

H30.11月策定

「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」  
修正対応

別途策定予定

本日協議

## 主なポイント（一部抜粋）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子（案）より

### 【参考】資料1\_1

#### I 部活動記改革の基本的な考え方・方向性

- ・改革の理念、取組の類型（地域展開と地域連携の違い）
- ・改革期間と取組方針を含めたスケジュール感を明記

#### II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- ・民間のクラブチームとの区別の観点から、認定要件及び認定手続きを別に示すことを明記
- ・認定要件と手続き手順を例示
- ・認定の有効期間を最長3年の範囲内で市町村で設定することを明記
- ・認定されていない地域クラブ活動についても、**認定要件に準じた活動**を実施することを明記

## 主なポイント（一部抜粋）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子（案）より

【参考】資料1\_1

### Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- ・生徒が所属する中学校等との連携を明記（情報提供・学校施設活用・兼職兼業等）
- ・民間企業・大学・関係団体に期待される役割を明記
- ・生徒のニーズの把握・反映、地域クラブ活動への参加促進について明記

### Ⅳ 学校部活動の在り方

- ・学校は「学校部活動に関する方針」を策定し、HPなどで公表することを明記
- ・教師を部活動顧問とする場合、校務分掌などの状況も踏まえ、部活動の活動時間を勤務時間内に設定するなどの工夫することを明記
- ・活動時間（平日2h程度以内、休日3h程度以内）、休養日週2日以上、オフシーズンの明記

## 主なポイント（一部抜粋）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子（案）より

### 【参考】資料1\_1

#### V 大会・コンクールの在り方

- ・認定地域クラブへの上位大会参加支援を、部活動参加生徒と同様に支援することを明記
- ・平日に地域クラブ活動の大会に生徒が参加する場合、出席扱いとできることを明確化することを明記
- ・大会やコンクールの引率は、部活動指導員や外部指導者など、教員以外が担うことを原則とすることを明記

#### VI 関連する制度の在り方

- ・認定地域クラブ活動への兼職兼業申請は積極的に許可を行う必要を明記
- ・中学校教員だけでなく、体育専科教員も含む小学校教員や高校、特別支援学校の教員・事務職員も希望に応じて指導できる環境を整備することが重要と明記
- ・教師の人事・採用における部活動指導力の評価、高等学校入学者選抜における留意点について明記

## 【3】佐賀市の検討ポイント

### ●「佐賀市の部活動改革の基本的な考え方・方向性」を追記（予定）

POINT  
01

佐賀モデルになぜ取り組んできたかを記載

POINT  
02

部活動と地域クラブ活動の併存期間の運用方針であることを記載

- ・文科省・スポーツ庁・文化庁の地域展開の方向性とリンク
- ・H30ガイドラインの見直しが必要になった理由
- ・今回策定する（仮）部活動及び地域クラブ活動基本方針の位置づけ

## 【3】佐賀市の検討ポイント

### ● 地域クラブ活動の在り方について追記（予定）

POINT  
03

推進体制の整備について記載

- ・生徒が所属する中学校等との連携についての具体
- ・指導者の確保・育成、活動場所の確保、生徒の安全安心確保 等

別途定める認定要項に基づいて、記載予定

POINT  
04

認定要件について簡潔に記載 ……詳細は別途

## 【3】佐賀市の検討ポイント

### ●「学校部活動の在り方」に佐賀モデル全校試行の検証結果を反映

POINT  
05

適切な運営のための体制整備について記載

- ・部活動指導員の配置、部活動数の合理化、合同部活
- ・教師を部活動顧問とする場合の留意点

POINT  
06

適切な活動時間・休養日の設定について記載

- ・合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

POINT  
07

生徒のニーズを踏まえた環境整備について記載

佐賀モデルの  
考え方と一致

# 【4】策定までの流れ

(上旬) 国：新たなガイドライン策定・公表予定

9月

教育政策会議

教育委員会各課

10月

検討部会①

校長会代表

運動部顧問代表

文化部顧問代表

庁内関係各課

11月

地域展開会議①

学識経験者

民間チーム関係者

吹奏楽関係者

スポーツ少年団

スポーツ協会

保護者

校長会

中体連

庁内関係各課

12月

検討部会②

校長会代表

運動部顧問代表

文化部顧問代表

庁内関係各課

1月

地域展開会議②

学識経験者

民間チーム関係者

吹奏楽関係者

スポーツ少年団

スポーツ協会

保護者

校長会

中体連

庁内関係各課

2月

周知・公表

学校部活動から地域クラブ活動への転換を表す名称

現行

地域移行



見直し

地域展開

変更の趣旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることで可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していく

## 地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

### これまでの学校部活動

- ・ 同世代のメンバーで
- ・ 特定の種目を
- ・ ほぼ1年間（3年間）

### ○生徒のニーズに応じた多種多様な体験

- ・ マルチスポーツ
- ・ スポーツ×文化の融合
- ・ レクリエーション的な活動 等

### ○生徒の個性・得意分野等の尊重

- ・ 部活動に参加していなかった子どもたちの参加  
(不登校・障がい)

### ○学校等の垣根を越えた幅広い世代との豊かな交流

### ○適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導

### ○学校段階にとらわれない継続的な活動

- (引退のない継続的な活動)

# 協議の柱：佐賀市地域クラブ認定要項

## ● 認定の主な要件

資料5

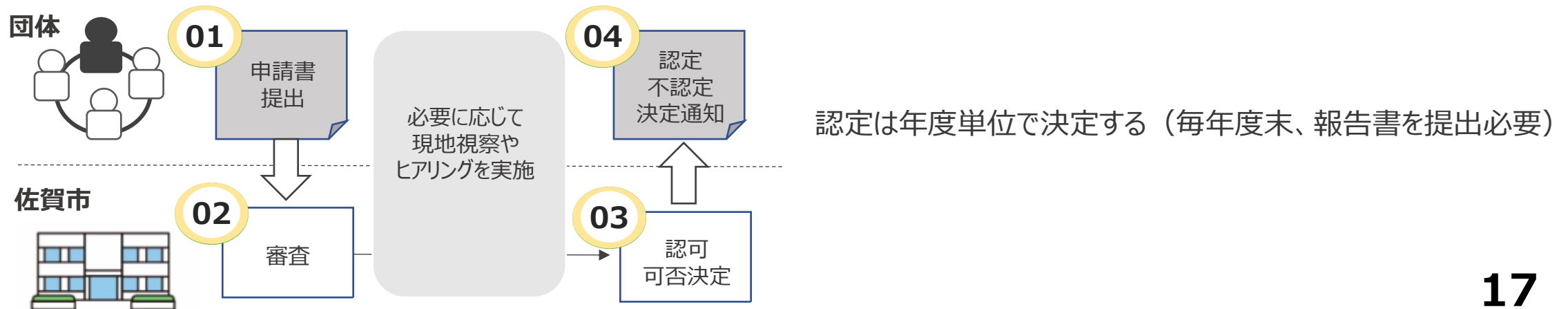
P 1～2

観点	具体的内容
活動の性質	誰でも参加できる／選抜不可／勝利至上主義でない
対象生徒	原則、佐賀市内の中学生が参加可能
指導者の確保	指導者の資格、指導者研修
保険・安全管理	スポーツ安全保険等の加入／安全確保体制整備
情報公開・管理体制	規約・活動内容・費用・責任体制を明示

## ● 認定にかかる手続きと流れ

資料5

P 2～3



## ● 佐賀市における地域クラブの類型（案） 資料5 P 2

類型	概要	主な特徴	学校との関係
①学校部活動派生型	学校部活動が前身	・既存の指導者や生徒が参加しやすい	・緊密な連携あり (学校施設借用等)
②地域活動型	既存団体（スポ少・総合型地域SC・文化団体・民間クラブ）が前身	・地域の特色を生かした運営	・学校と情報共有
③その他型	世代・分野を超えた新設クラブ	・新たな形態 (分野横断・広域型)	・柔軟・任意の連携

- 部活動からのスライド移行だけでなく、子どもたちが多様な文化・スポーツに出会い、自己決定に基づく活動を選べる環境を、地域と共に創っていくことをめざす。
- 全国的に多い「部活動派生型」だけでなく、地域型や新設型のクラブも柔軟に認定対象とする。

# 協議の柱：佐賀市地域クラブ認定要項

## ● 認定地域クラブへの主な支援内容（案） 資料5 P4

支援区分	主な内容	備考・補足
共通支援	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 創設相談対応（会場、会則、指導者紹介等）</li><li>✓ 広報支援（紹介・募集案内）</li><li>✓ 運営・安全の研修・情報提供</li></ul>	全クラブ対象
重点支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校部活動派生型クラブに対し、学校施設の優先利用、指導者確保を支援</li></ul>	移行期限定（当面）
施設利用の配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 併存期は部活動を優先しつつ、他クラブには調整・情報提供を実施</li></ul>	移行期
今後の制度設計	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国の動向に応じて、補助・謝金等の支援内容を検討</li></ul>	別途検討

# 参考：認定地域クラブの拡充に向けて

R7.1009部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第7回）資料 スポーツ庁・文化庁

## 民間企業・大学・関係団体等との連携①（基本的な考え方）

- 部活動の地域展開等にあたっては、市町村等が責任主体となり、地域の様々な人的・物的資源を活用しながら、持続的・安定的な仕組みづくり、豊かで幅広い活動の実現を目指すことが重要。
- その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となる  
ところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する民間企業、大学、スポーツ・文化芸術関係団体（※）の協力を得ることが不可欠。
- 民間企業、大学、スポーツ・文化芸術団体と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。
- 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、民間企業や大学等にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。

### 【メリットの例】

#### <民間企業>

- ・CSRの一環としての地域貢献
- ・地域における企業の信頼性向上
- ・自社ブランドやサービスの認知拡大
- ・人材採用・定着に関する好影響
- ・社内人材への活躍・育成機会の提供
- 等

#### <大学>

- ・地域における大学の認知拡大
- ・スポーツ指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック
- ・スポーツ指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成
- 等

#### <関係団体>

- ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興
- 等

※ 地域クラブ活動の実施にあたっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館・博物館などの社会教育施設との連携も重要

# 参考：認定地域クラブの拡充に向けて

R7.1009部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第7回）資料 スポーツ庁・文化庁

## 民間企業・大学・関係団体等との連携②（期待される主な役割）

	期待される主な役割
民間企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等）</li><li>・企業等に所属する指導者の派遣（社内制度の整備による副業促進等を含む）</li><li>・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供</li><li>・運営・管理等に関するノウハウやトレーニングプログラムなどの提供 等</li></ul>
大学	<ul style="list-style-type: none"><li>・指導者の育成に係る研修会の実施</li><li>・大学生指導者の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む）</li><li>・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等</li><li>・大学施設の貸出し</li><li>・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等</li></ul>
スポーツ・文化芸術関係団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・指導者の育成に係る研修会の実施</li><li>・専門的指導者の派遣</li><li>・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及</li><li>・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供</li><li>・団体の所有する施設の貸し出し、用具・物品等の提供</li><li>・大会運営等への参画や新たな大会の開催</li><li>・体験会・イベントの開催 等</li></ul>



具体的な事例はこちらから  
（スポーツ庁HP）